

# 安全データシート（SDS）の交付

## 安全データシート（SDS）とは

1) SDS（安全データシート）は Safety Data Sheet の略語です。これは、化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報について、化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書です。

2) SDSに記載する情報には、化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などが記載されます。

3) 国内における SDS に関する法規制としては、[労働安全衛生法](#)の他、[毒物及び劇物取締法](#)、[特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律](#)（PRTR 法）があり、それぞれの法令において指定される化学物質に関しては、定められた形式の SDS の作成・配布が義務付けられています。

## SDSの交付について

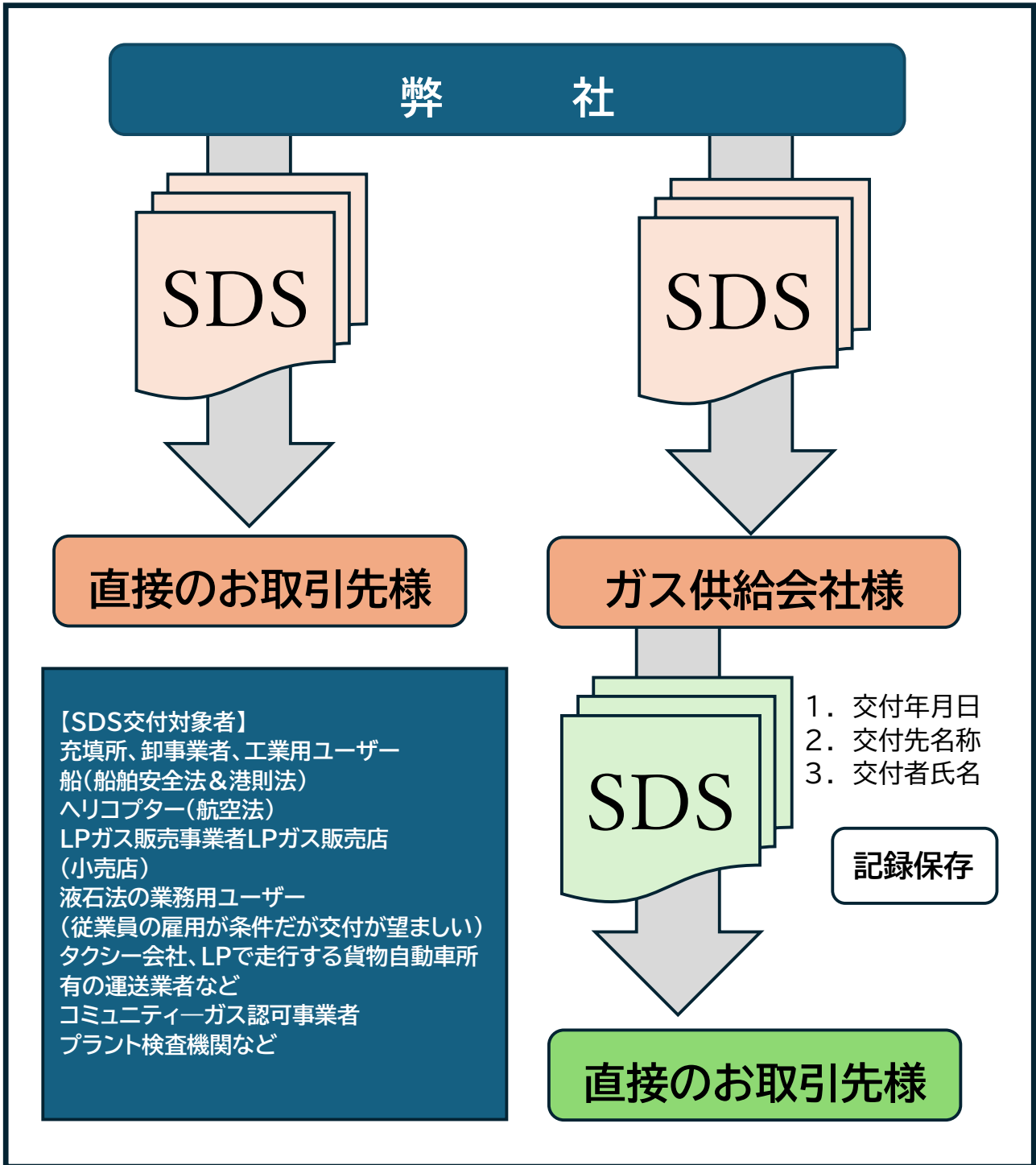
弊社がご提供している製品の SDS は原則、弊社ご担当窓口よりお取引様に交付いたします。弊社と直接お取引しているお取引様用の SDS（閲覧・ダウンロード可能）および弊社が提供している製品をお取引様のお客様に交付する場合の SDS 「ガス供給会社様交付用」（ダウンロード可能）をご用意しましたので、閲覧またはダウンロードにて該当する製品を選択してください。

「ガス供給会社様交付用」は供給会社情報をご記入してご使用ください。

なお2022年5月31日公布施行されました SDS 情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることと改正されましたため、直接のお取引先様におかれましては弊社からの SDS を閲覧ください。

なお、ご不明な点につきましては製品購入先の弊社窓口にお問い合わせ戴きますようよろしくお願い申し上げます。

# SDS 交付フロー



お取引先様・ガス供給会社様用  
閲覧・ダウンロード

ガス供給会社様交付用  
ダウンロード

# GHSに基づく液化石油ガスの危険有害性情報の 伝達方法—安全データシート（SDS）作成・使用要領 （日本LPガス団体協議会 技術基準 S労-001-2026より抜粋）

## 1. 制定目的

この要領は、労働安全衛生法（以下「安衛法」と略）、特定化学物質の環境への排出量把握及び管理の改善に関する法律、毒劇及び劇物取締法で指定される化学物質等の危険有害性の周知に係る文書交付制度に基づき、安全データシート（SDS）を作成・使用する際の指標とすることを目的として制定する。

## 2. 適用範囲

この要領の適用範囲は、日本LPガス協会「LPガスの品質に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、現在国内で流通する一般的なLPガス及びLPガスに含有される化学物質に係るSDSの通知対象物質、通知対象者、標準様式等について記載する。

## 3. 通知対象物質

この基準の作成時点において確認されているLPガスの含有物質で、労働安全衛生規則別表第2において通知対象物となっている化学物質と裾切り値は以下の通りである。

プロパン	: 1 w t %以上
エタン	: 1 w t %以上
ブタン	: 1 w t %以上
ペンタン	: 1 w t %以上
エチレン	: 1 w t %以上
ブテン（ブチレン）	: 1 w t %以上
プロペン（プロピレン）	: 1 w t %以上
メタノール	: 0.1 w t %以上

LPガス中にはこれらの物質以外にも、水分や炭化水素成分等が含まれているが、ごく微量のため標準様式には記載していない。

## 4. SDSの作成者

SDSは、上記の化学物質を含む製品LPガスを譲渡又は提供する事業者（以下「供給事業者」と略）が作成する。製品LPガスを製造した事業者（以下「製造事業者」と略）が作成したSDSがある場合は、それを参考に作成してもよい。

## 5. SDSの通知対象者

安衛法第57条の2に基づくSDSの通知対象者は、供給事業者よりLPガスを譲渡又は提供を受けて取扱う事業所・事業者及び主として業務用・工業用に使用する消費者である。具体的な通知対象者の事例を以下に示す。

原則として、主として一般消費者の生活の用に供される場合は通知の対象から除かれるが、業務用、営農用、個人事業者等からの要望があれば、SDSを提供してもよい。

- ① 高圧ガス保安法適用LPガス製造、販売（同業者への販売含む）又は消費事業者
- ② 高圧ガス保安法第3条（適用除外）に該当するLPガス消費事業者
- ③ 液化石油ガス法適用LPガス販売事業者
- ④ 液化石油ガス法適用LPガス業務用消費者（個人の業務用消費者除く）
- ⑤ LPガスを燃料とする自動車を使用する運送会社
- ⑥ ガス事業法適用事業者
- ⑦ 労働安全衛生法第31条の2（注）が適用されるLPガス製造又は取扱う設備の改造その他作業を実施・請負う事業者

（注）安衛法第31条の2及び安衛則第662条の3・第662条の4では、法定設備の改造、修理、清掃等で当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業する場合、注文者は請負人に作業開始前までに文書交付しなければならない。

## 6. SDSの標準様式

標準様式には3種類あり、ガイドラインに基づき現在国内で流通する一般的なLPガスの組成及び成分を元に作成している。

SDSを作成する際、供給事業者は譲渡又は提供するLPガスの成分及び含有濃度等について確認を行い、それらが標準様式の記載内容と一致する場合は、供給事業者の会社情報等を変更するなどして、この標準様式を自社のSDSとして使用することができる。成分及び含有濃度等に差異がある場合は、供給事業者はその内容に応じてGHS分類の再実施やSDSの記載内容の修正を行わなければならない。

たとえば、1,3-ブタジエン含有量が0.1wt%以上の場合は安衛法の表示・文書交付対象物質

となるが、通常の製品には1,3-ブタジエンは含まれていないので、標準様式には記載していない。しかし、もし1,3-ブタジエンが0.1wt%以上含まれていることが確認された場合は、供給事業者は混合物としてのGHS分類を再実施し、標準様式の「危険有害性の要約」などの必要個所の修正を行い、譲渡又は提供する容器に再実施したGHS対応のラベルを貼付することが必要となる。

標準様式は日本国内で使用することを前提に、安衛法及びJISに則り作成している。国外向けのSDSについては、送り先の法令等を確認し、それに適合するSDSを別途作成する必要がある。

標準様式は、可能な限り直近の法改正及び最新の危険有害性情報等を反映するよう作成されているが、更新のタイミングによっては最新の情報が反映されていない場合がある。したがって、SDSの作成に当たっては、標準様式を参考としながら、各自で法改正の状況及び最新の危険有害性情報等を確認することが必要である。

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」については、5年以内ごとに情報の更新状況を確認する義務、内容変更がある場合は変更を確認した日から1年以内にSDSを再交付する義務が課されている（その他通知事項については努力義務とされている）。

オートガスは地域や季節によってプロパンとブタンの比率が異なる。その場合、様式3の添付表の該当品欄に○印をつけ、成分比率を示してもよい。成分比率が夏と冬で異なる場合は、添付表の当該2つの該当欄に「夏」「冬」と明示してもよい。

## 7. SDSの通知

供給者は、供給開始時まで譲渡・提供先の責任者に対してSDSを通知する。また、通知したSDSの内容に変更が生じた場合は、改めて速やかに通知する。また、法的な義務ではないが、SDSを通知した場合は、通知年月日、通知先の名称（会社名）、通知者の氏名、通知方法を記録しておくことが望ましい。

## 8. 罰則

2025年5月14日の安衛法改正により、SDSの交付義務があるにもかかわらずSDSの交付を怠った場合、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金が課される（施行日は公布後5年以内の政令で定める日）。

## 9. 情報の確認

この要領は、SDSに係る全ての項目を網羅していない。ここに記載されていない項目については、厚生労働省等のWEBサイトを確認し、最新の情報を得ること。